

### 第33号議案

足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月19日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年足立区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料及び死亡手当」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費、死亡手当及び旅行雑費」に改める。

別表教育委員会の部中「232,000円」を「239,900円」に改め、同表選挙管理委員会の部委員長の項中「290,000円」を「299,900円」に改め、同部委員の項中「232,000円」を「239,900円」に改め、同部補充員の項中「5,000円」を「5,200円」に改め、同表監査委員の部識見選出委員の項中「304,000円」を「314,300円」に改め、同部議員選出委員の項中「137,000円」を「158,200円」に改め、同表農業委員会の部会長の項中「94,000円」を「97,200円」に改め、同部委員の項中「47,000円」を「48,600円」に改める。

#### 付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例（第5条第3項の改正規定を除く。）による改正後の足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（報酬の内扱）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内扱とみなす。

（提案理由）

行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬の額を改定するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。